

「北海道ドラマティックロード」プロモーション事業運営業務  
公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

「北海道ドラマティックロード」プロモーション事業運営業務

2 実施主体

北海道ドラマティックロード推進協議会（函館市，登別市および札幌市で構成する広域観光連携に係る協議会をいう。以下「協議会」という。）

3 事業の目的

北海道有数の観光資源を有する函館市，登別市および札幌市（以下「3市」という。）が連携し，3市の地域特性や観光資源を活かした観光プロモーションを実施することにより，3市を基軸とした広域観光ルート「北海道ドラマティックロード」の形成およびその認知度の向上を図り，もって国内観光客の誘致および周遊の促進を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までの間において，プロモーションの内容に応じて別に定める。

5 委託料の上限額

本業務に係る委託料は10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

6 業務内容

(1) プロモーションの実施に関する業務

ア 3市への誘客および周遊を促進させるための企画

- イ 広告宣伝および情報発信に係る企画
- (2) 公式ホームページの保守管理および更新等に関する業務
- (3) 実施結果の報告に関する業務
- (4) その他第1号から前号までの業務に付随する業務

## 7 委託業務に関する留意事項

### (1) プロモーションの実施に関する留意事項

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ観光需要の回復を見据え、3市への誘客を主眼としたプロモーションを実施すること。

イ プロモーションの対象は国内（特に北海道外）の一般消費者を主とし、3市への誘客を図る上で最適なターゲット層を設定し、効果的に事業を展開すること。

ウ プロモーションの実施にあたり必要な関係事業者等との交渉・調整等を行い、その状況について適宜協議会に報告すること。

#### エ 民間資金の活用

プロモーションの実施にあたっては、事前に協議会の了承を得た上で、自らの責任において事業に賛同する民間事業者から協賛金等を募り、事業を拡大することができるものとする。

### (2) ホームページの保守管理および更新等に関する留意事項

ア プロモーションの実施にあたっては、北海道ドラマティックロード公式ホームページの活用を図ること。

イ サイトドメイン (<https://www.hokkaidodramaticroad.jp/>) を引き続き活用すること。

ウ サイトはHTMLとCSSで構築されており、すべての更新は受託者が行うこと。

エ サイトの作成・運営に必要なサーバー等の機器に係る費用は受託者において負担すること。

オ サーバー等の移管に係る費用は協議会において負担する。

### (3) 実施結果の報告に関する留意事項

ア 令和4年3月の指定の期限までに、プロモーションの概要、実施結果等（効果測定の結果を含む。）を取りまとめ、書面により報告するものとする。

イ 報告書の作成にあたっては、画像や図表、数値データ等を用いて、できる限り分かりやすいものとする。

## 8 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有する者は、応募時において函館市の競争入札参加有資格者名簿（以下「函館市の名簿」という。）に登録されている法人または登録されていない法人であり、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 函館市暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。この場合において、「有資格業者」とあるのは「企画提案者」と読み替えるものとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 9 応募に関する留意事項

### (1) グループで応募する場合の留意事項

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が複数の法人により構成されたグループで応募する場合におい

ては、次に掲げる事項に留意すること。

ア グループを構成する各法人（以下「構成員」という。）の中から代表者を定め、当該グループ名で代表者が応募すること。

イ 応募後における代表者または構成員の変更は認めないこと。

ウ 構成員のすべてが前項の参加資格要件を満たす必要があること。

(2) その他留意事項

ア 同一法人が複数の応募を行うことはできないこと。

イ 同一法人が複数のグループの構成員となることはできないこと。

10 プロポーザルの日程

公募要項の公開	令和3年2月22日（月）
参加申込書等の提出期限	令和3年3月5日（金）午後5時 （郵送の場合は同日までの消印有効）
参加資格確認結果の通知および 企画提案書等の提出要請	令和3年3月8日（月）までに電子メール にて通知する。
質問書の提出期限	令和3年3月9日（火）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和3年3月17日（水）午後5時 （郵送の場合は同日までの消印有効）
協議会によるヒアリング （オンライン）	令和3年3月下旬（予定）
契約候補者の選定および通知	令和3年3月下旬（予定）
契約締結	令和3年4月（予定）

11 参加申込書等の提出について

(1) 提出期限

令和3年3月5日（金）午後5時までとする。

(2) 提出方法

郵送または持参により協議会事務局（函館市観光部観光誘致課）（以下「事務局」という。）に提出すること。ただし、郵送による場合は令和3年3月5日までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

(3) 提出先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市観光部観光誘致課

(北海道ドラマティックロード推進協議会事務局)

電話 0138-21-3499 (直通)

E-mail [hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp)

#### (4) 提出書類

参加申込にあたり必要な提出書類は次のとおりとし、必要部数は各1部とする。ただし、函館市の名簿に登録されている者にとっては、キおよびクの書類の提出を不要とする。

なお、グループで応募する場合には、ウからクまでの書類について全構成員分を提出すること。

また、オからキまでの書類については、参加申込書の提出日以前3か月間に発行されたものに限るものとする。

ア 参加申込書(様式1)

イ 構成員調書(様式2)

ウ 参加希望者の概要を記載した資料(既存のパンフレット等でも可)

エ 誓約書(様式3)

オ 市区町村税に係る納税証明書

※ 本店所在地の市区町村が発行する滞納がない旨の証明書とする。

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

※ 未納がない旨の証明書(その3の3)とする。

キ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る。)

ク 財務諸表(直近2期分の貸借対照表および損益計算書)

#### 12 参加資格の確認および通知

協議会は、提出された参加申込書等により、第8項に定める参加資格要件を満たしているか否かを確認し、その確認結果について参加資格要件確認結果通知書(様式4-1または様式4-2)により、令和3年3月8日(月)までに各参加希望者に通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認める者に対しては、併せて企画提

案書等の提出を求めるものとする。

### 13 質問書の提出について

参加希望者は、参加申込書、企画提案書等の作成について質問があるときは、次により質問書を提出することができる。

#### (1) 受付期限

令和3年3月9日（火）午後5時までとする。

#### (2) 提出方法

質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールにより事務局に提出すること。なお、他の方法による質問は原則受け付けない。

#### (3) 提出先メールアドレス

[hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp)

#### (4) 質問に対する回答について

期限内に受け付けた質問に対しては、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと認めるものについては、質問および回答の内容を函館市のホームページで公表する。

### 14 失格事項

契約候補者の選定前または契約締結前において、次の各号のいずれかの場合に該当した者は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合

(2) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合

(3) 本要項に示す提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(5) 不正な利益を図る目的で協議会の委員等と接触し、または利害関係を有することとなった場合

(6) その他本要項に定める手続、方法等を遵守しない場合

## 15 企画提案書等の提出

第12項の確認および通知を受けて企画提案書等を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、次により企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出期限

令和3年3月17日（水）午後5時までとする。

### (2) 提出書類等

企画提案にあたり必要な提出書類等は次のとおりとする。

ア 企画提案者自らが作成した企画提案書および参考見積書（様式自由、A4縦、左綴じ、両面使用） 正本1部および副本5部

イ アのPDFファイル

### (3) 提出方法

前号の提出書類等の提出方法は、次のとおりとする。

ア 企画提案書および参考見積書は、郵送または持参により事務局に提出すること。ただし、郵送による場合は令和3年3月17日までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

イ PDFファイルは、電子メールへの添付またはオンラインストレージにより提出すること。

### (4) 企画提案等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した各企画提案者に帰属する。

イ 企画提案書等の内容等が、第三者の著作権、特許権、商標権その他の知的財産権等を侵害した結果生じた損害賠償等の責任は、当該企画提案者が負うものとする。

ウ 企画提案者は、本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲において協議会が当該企画提案書等を複製等することを許諾するものとする。

エ 協議会は、本プロポーザルの実施にあたり企画提案書等を複製等しようとするときは、あらかじめ当該企画提案者に通知するものと

する。

## 16 企画提案を求める事項

本事業に係る企画提案にあたっては、第3項に示す事業の目的から第7項に示す委託業務に関する留意事項までのほか、次の各事項を踏まえるものとする。

### (1) 実施方針

国内外の観光動向や3市の観光需要等について考察および解説の上、プロモーションの実施にあたっての基本的な考え方（企画の特徴やテーマ、ターゲット設定等）を示すこと。

### (2) 誘客・周遊を促進させるための企画

ア 3市への誘客および周遊を促す仕掛けを企画し、当該企画に係る仕組み、実施スケジュール、告知方法、実施効果等を具体的に示すこと。

イ 当該企画を起点として次年度以降における継続的・発展的な事業展開についての提案（3か年を上限とする。）がある場合は、併せて提示すること。

ウ 当該企画の実施にあたり連携する事業者がある場合は、当該事業者の概要および連携する内容について、選定した理由とともに具体的に示すこと。

エ 協議会において別途実施を予定するレンタカーを活用した周遊促進事業（レンタカー事業者との連携の下、レンタカー料金の割引、函館方面での乗り捨て料金の割引等の特別プラン造成のほか、札幌・新千歳エリアから出発して登別・函館エリアに向かう周遊の流れを促すための特典の付与等を内容とする周遊促進キャンペーンをいう。以下「レンタカー事業」という。）については、本業務に係る企画提案の対象外とする。ただし、レンタカー事業との相乗効果を意図した企画提案を行うことは妨げないものとする。

### (3) 広告宣伝および情報発信に係る企画

「北海道ドラマティックロード」の認知度の向上および前号の企画

による3市への誘客・周遊の促進に資する広告宣伝および情報発信について企画し、情報発信の内容や活用する広報媒体、実施スケジュール、実施効果等を具体的に示すこと。

なお、各種情報発信および広告宣伝にあたっては、北海道ドラマティックロード公式ホームページ (<https://www.hokkaidodramaticroad.jp/>) の活用を図ること。

(4) 成果指標および数値目標の設定

各企画の有効性を測る定量的な成果指標および数値目標を設定し、測定方法および測定時期と併せて示すこと。

(5) 実施体制

本業務の実施に係る人員体制ならびに総括責任者および各業務担当者の役職および実績を示すこと。

(6) 実施スケジュール

実施準備から効果測定、実施結果の報告までを含めた業務スケジュールを示すこと。

(7) 見積

本業務の実施に必要な経費の総額および内訳を明らかにした見積を示すこと。

17 契約候補者の選定

本プロポーザルにおいては、協議会の各委員による企画提案者に対するヒアリングおよび評価基準に基づく審査を行い、各委員の評価点の合計をもって最上位の評価を得た者を契約候補者として選定するものとする。ただし、最上位の評価を得た者に対する各委員の評価点の平均が最低基準（配点合計の6割以上。以下同じ。）に達しないときは、この限りでない。

なお、最上位の評価を得た者が複数となった場合においては、各委員の協議により契約候補者を選定するものとする。

(1) ヒアリングの実施および契約候補者の選定に係る留意事項

ア 企画提案に係るヒアリングはオンライン（Cisco Webex meetings）

により実施する。

イ ヒアリングの日時等は、第12項による企画提案書等の提出要請と併せて通知する。

ウ ヒアリングは、企画提案1件につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度とし、順次個別に行う。

エ 企画提案者が5者以上の場合においては、事前に書類審査を行い、選定された者についてのみヒアリングを実施するものとする。

オ 企画提案者が1者のみのときは、各委員の評価の平均点が最低基準を超える場合に限り、当該企画提案者を契約候補者として選定するものとする。

## (2) 評価基準

評価項目	内容	配点
実施方針	本事業の目的等を理解し、3市の地域特性や観光資源を活かしたプロモーション企画となっているか。	5点
	観光動向や観光需要等を的確に捉えているか。また、ターゲット設定は合理的か。	5点
誘客・周遊を促進させるための企画	3市への誘客・周遊促進において効果的かつ実現可能な企画であるか。	30点
広告宣伝および情報発信に係る企画	広告宣伝の手法は、3市への誘客および「北海道ドラマティックロード」の認知度の向上を図る上で効果的か。	15点
	主たるターゲットに向けて強く訴求することが期待できるか。	15点
	北海道ドラマティックロード公式ホームページの活用は図られているか。	5点
事業の発展性および他事業との相乗効果	次年度以降において発展的に展開できる内容であるか。	5点
	別に実施を予定するレンタカー事業との相乗効果が期待できるか。	5点
成果指標および数値目標の設定	成果指標および数値目標の設定は企画内容に照らして妥当であるか。	5点
実施体制およびスケジュール	本業務を遂行する上で適切な人員体制となっているか。また、実施スケジュールは妥当であるか。	5点
経費の妥当性	提案内容に対して経費の積算は妥当であるか。	5点

## (3) 審査結果の通知および公表

ア 審査の結果は、提案者全員に文書により通知する。

- イ 審査結果についての不服申立は、一切受け付けない。
- ウ 契約候補者名および企画提案の内容（概要）は、函館市のホームページで公開する。
- エ 各企画提案者の評価点および順位は公表しない。

## 18 契約に関する留意事項

- (1) 前項の規定により選定された契約候補者と協議会は、企画内容等の詳細について交渉の上、本業務に係る委託契約を締結するものとする。この場合において、契約候補者の企画提案内容の一部を変更することがある。
- (2) 契約の締結は、本業務に係る協議会の予算の決議を経て行うものとする。ただし、第5項に示す委託料の上限額に相当する予算を確保できないときは、業務の仕様等を変更することがある。  
なお、このことにより発生する損失は受託者が負うものとする。
- (3) 契約締結に向けての交渉が不調に終わった場合または契約候補者が第14項の失格事項のいずれかに該当する場合においては、前項の審査により次点となった者を契約候補者として交渉を行うことがある。

## 19 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 協議会は、受託者による本業務の履行状況および事業の目的を鑑み、次年度以降の事業運営について継続して当該受託者に委託することにより、本事業を発展的かつ円滑に推進することができると認める場合に限り、当該受託者を次年度以降の事業（令和5年度事業までを限度とする。）に係る契約候補者として選定することができるものとする。